

長与町食事提供ボランティア物価高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町食事提供ボランティア物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、物価高騰の影響を受ける子ども、高齢者、障害者等を対象とする会食・配食サービスといった、福祉を目的とした食事提供事業（以下「事業」という。）を実施する組織及び団体に対し、事業に必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ボランティア活動又はNPO活動を行う組織又は団体
- (2) その他福祉を目的とした食事提供事業を実施する団体であって、町長が適当と認める団体

2 前項の補助対象団体は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 代表者が明らかになっていること。
- (2) 団体の財産管理が明確になっていること。
- (3) 補助金の申請時点において次条に規定する補助対象事業を実施していること。
- (4) 事業を1年以上継続して実施する見込みがあること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員以外の者であって、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と関係していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる活動を、原則として年間で6回以上実施し、計画的に運営するものとする。

- (1) 子ども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）や高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、障害者及びそれらの家族を含めた地域住民を対象に、無料又は材料費の実費程度の定額により、栄養バランスのとれた食事の提供を行うこと。
- (2) 前号の食事の提供に併せて、地域住民の交流活動を行うこと。
- (3) 食物資源を有効利用し、フードロス削減に取り組むこと。

2 補助金の交付は、前項の事業を行う団体につき1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の計算式により算出した額とする。ただし、補助金の算定後の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

補助金の額＝令和8年4月から同年9月までの間に提供した食事数÷開催月数×令和8

年度中の開催予定月数×１１０円

- 2 前項の計算式における「令和８年４月から同年９月までの間に提供した食事数÷開催月数」により算定した額に小数点第一位の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

（補助金の交付申請等）

第６条 補助金の交付を受けようとする組織又は団体（以下「申請者」という。）は、長与町食事提供ボランティア物価高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請をしなければならない。

- (1) 令和８年４月から９月までの事業実績報告書（各月の提供食事数が把握できるもの）
- (2) 令和８年１０月以降の事業計画書（同年度中の開催予定月数が把握できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助金の申請は、１年度につき１回までとする。

- 3 補助金の申請期限は、令和８年１１月３０日とする。

（補助金の交付決定及び通知）

第７条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、長与町食事提供ボランティア物価高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるとき、又は予算上の理由により補助金の不交付を決定したときは、長与町食事提供ボランティア物価高騰対策支援補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に対し通知するものとする。

（補助金の支払）

第８条 町長は、前条第１項の規定による交付決定通知を発した日から３０日以内に、補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第９条 町長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を事業に必要な経費以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前２号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、第１項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したとき、又は前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、長与町食事提供ボランティア物価高

騰対策支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。